

山梨県給与支給明細書に広告を掲載する 広告主又は広告取扱事業者を募集しています

県では民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの維持・向上を図ることを目的に広告事業に取り組んでおり、その一環として山梨県給与支給明細書に広告を掲載しております。

つきましては、次により広告主又は広告取扱事業者を募集していますので、ぜひ広告の掲載についてご検討いただき、広告を希望される方は、募集内容をご確認のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。

募 集 内 容

1 広告を掲載する媒体

令和6年度山梨県給与支給明細書

配信者数：1回あたり山梨県職員等約11,000人

2 広告の掲載等

○広告掲載期間

- ・令和6年4月1日～令和7年3月31日

○給与支給明細書の規格

- ・仕様：A4サイズ、1ページ

○広告の掲載枠

- ・掲載位置：PDF形式により作成した給与支給明細書の下部
- ・サイズ：縦9cm×横18cm以内（A4印刷時）、100KB以下
- ・データ形式：電子ファイルは、JPEG形式で提出いただきます
- ・掲載枠数：1枠 ※複数に分割した上で別々の広告を掲載することも可能です
- ・色等：静止画であり、画面上はカラー表示可
ただし、白黒で印刷した際の表示にご留意ください。
- ・配布日：例月給与 毎月16日
期末勤勉手当 6月30日、12月10日
(当日が土日祝日等の閉庁日の場合は直前の開庁日)
※期間中に給与改定差額の支給がある場合には配布日が追加されます。
- ・広告内容：広告の内容は毎回変更可能です。
の変更 内容を変更する場合は、給与支給日の15営業日前までに電子データを提出いただきます。
- ・備考：過去の給与支給明細書を参照・ダウンロード時は、直近に配信された給与支給明細書の広告が掲載されます。

3 広告の内容

掲載することのできる広告の内容は「山梨県広告事業掲載基準」によるものとします。広告データは、給与支給明細書の配信日の15営業日前までに県に提出していただくこととなります。

4 広告掲載料

広告掲載料は、希望額（消費税及び地方消費税を含む。）を記入してお申し込み願います。

県が定めた予定価格以上で、広告掲載料の希望額が最も高い方（同額となった場合にはくじにより選定）を広告主又は広告取扱事業者として選定させていただきます。

広告掲載料は、選定後に締結する契約で定める期日までに、県から送付する納入通知書により納付していただくこととなります。

5 申込方法

広告主又は広告取扱事業者となることを希望していただける方は、「山梨県広告事業実施要綱」、「山梨県広告事業掲載基準」、「山梨県給与支給明細書広告掲載要領」を確認し、「山梨県給与支給明細書の広告掲載申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入の上、

令和6年1月10日（水）午後5時15分（郵送の場合 1月10日必着）までに提出をお願いします。

6 お申込み、お問合せ先

山梨県総務部行政経営管理課 行政経営担当（北別館3階）

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1410 FAX：055-223-1415

E-mail：gyousei-kk@pref.yamanashi.lg.jp

※ 受付時間は、平日（県の休日を除く日）の午前8時30分から午後5時15分です。

《広告掲載要領、様式等はこちらからご確認ください》

<https://www.pref.yamanashi.jp/gyousei-kk/ad/kyuuyosikyumeisaisyo-r5.html>

山梨県給与支給明細書は…

